

# Ⅲ 基本計画

# 第1編 基本計画の前提

# 1 基本計画の前提

複雑で予測困難な時代にあつて、基本構想で掲げた将来都市像を実現し、持続可能なまちを実現するためには、刻一刻と変化する社会情勢に対応していく必要があります。

市では、総合計画のもとに様々な個別計画等を策定していますが、これらは、その時点での各分野における最新の市の状況、国等の動向を踏まえ、専門的な知見なども得ながら策定している点が特長です。こうした点も踏まえ、本基本計画では、既存の個別計画等との結びつきを意識するとともに、基本計画策定以後の個別計画等の策定又は改定に際して、整合を図ることに留意し、施策や主な施策の方向性を示すものとします。また、本基本計画の策定にあたり意識した社会情勢は以下のとおりです。

## (1) 気候変動への対策

平成 27(2015)年のパリ協定を踏まえ、我が国では地球温暖化対策計画などが策定され、本市においても、近年の気候変動を気候危機と捉え、令和 2 (2020)年に市議会とともに、「多摩市気候非常事態宣言」を行いました。

地球温暖化をはじめとする気候変動問題への対策は、全地球の国境を越えたグローバルな最重要課題となっています。基本計画の計画期間中である令和 12

(2030) 年度はカーボンハーフの目標年度であることから、本市としても、この目標達成に向けて取り組んでいく必要があります。

## (2) DX (デジタル・トランスフォーメーション)

ICT を用いた IoT (モノのインターネット) やビッグデータ、AI (人工知能) 等の技術革新の飛躍的な進展や、SNS 等のソーシャルメディアの普及に伴い、社会構造全体が大きく変革しています。こうしたデジタル技術を用いて改革を行い、住民の生活を今よりもっと良くする取り組みとして、「ひとにやさしいデジタル化」の視点を土台にもちながら、市民の利便性の向上を図る「くらしのDX」、デジタルで業務改革を図る「行政事務のDX」の2面でDXを進めていく必要があります。

## (3) コロナ禍を踏まえた新しい日常、価値観への対応

新型コロナウイルス感染症に対しては、感染予防、感染拡大予防のための対策、在宅療養者への支援策、影響を大きく受けている市民や事業者への支援策など、様々な対策に取り組むことで、市民の命を守ってきました。令和 5 (2023) 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5 類感染症となり、コロナ禍での経験を踏まえた「新しい日常」が定着しつつあります。

市民の生命やくらしを守るため、新型コロナウイルス感染症で経験したことを教訓として、今後も感染症に備えていくことはもとより、単にコロナ禍以前に立ち戻るのではなく、コロナ禍を経て大きく変化した日常や価値観に対応していく必要があります。

## (4) 担い手不足への対策

少子化・高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化に加えて、新型コロナウイルス感染症による行動抑制、これまで続けてきた地域でのイベントや活動の中止による人と人が触れ合う機会の減少などにより、地域の担い手不足が深刻化しています。また、少子化の進行は、地域コミュニティのみならず、市民生活に関わる各種サービスの担い手確保にも影響を及ぼしており、人材がつかない、循環するような対策を講じていく必要があります。

## (5) SDGs への寄与

SDGs は、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGs は「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、平成 27（2015）年 9 月に「国連サミット」において採択された、2030 年までの国際目標です。

本市では、第五次多摩市総合計画第 3 期基本計画において、SDGs の理念と 17 の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくとしてきました。令和 14（2032）年を計画期間としている第六次総合計画では、2030 年の SDGs の達成に向けて更に取り組んでいく必要があります。



	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		飢餓をゼロに
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
	レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		国内および国家間の不平等を是正する
	都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする		持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化		

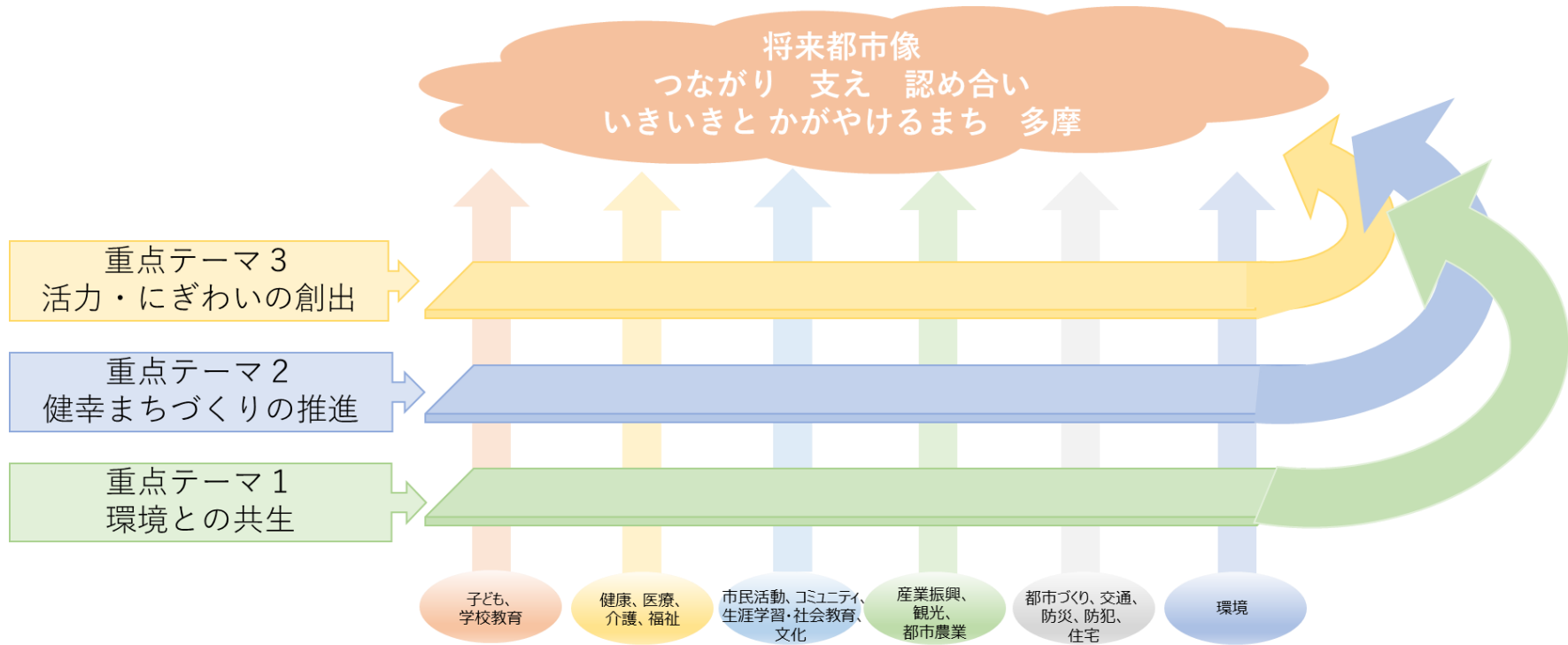
## 第2編 重点テーマへの取り組み方針

## 2 重点テーマへの取り組み方針

第六次多摩市総合計画では、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題、少子化・高齢化の進行、今後の人口減少などの課題を乗り越え、将来都市像を実現するため、基本構想において「重点テーマ」を設定しました。

基本計画では、「分野別の目指すまちの姿」の実現に向けた取り組みを進めるとともに、「重点テーマ」への取り組み方針」として、それぞれの「重点テーマ」に基本目標を設定し、課題の克服に向けた分野横断的な取り組みを進めていきます。

また、現在、国が掲げる「こどもまんなか」社会の実現は、これまでの本市が進めてきた子ども・若者政策と大きく重なることから、市民に最も身近な自治体として積極的に取り組みを進めていきます。



縦に伸びる6つの矢印は、「分野別の目指すまちの姿」の実現に向けた取り組みを表しており、横に広がる3つの矢印は、「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」を表しています。縦の「分野別の目指すまちの姿」と横の「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」の二つのアプローチで将来都市像の実現に向けた取り組みを推進させていきます。

## (1) 環境との共生

本市は、令和2（2020）年6月、2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ、使い捨てプラスチック削減の推進、生物多様性の基盤となる水とみどりの保全を目指し、市議会とともに「気候非常事態宣言」を行いました。

令和5（2023）年5月には、危機的な状況が迫る気候の問題について、市民一人ひとりが当事者として捉え、何をすべきか、何ができるか、また、そのために行政や民間事業者はどのような支援をすべきか、などについて、市民とともに考え、社会変容を推進していくためのしくみとして、多摩市気候市民会議を立ち上げました。

子どもたちの未来を守るために、本市が「環境共生都市」となることを目指し、次のとおり基本目標を設定します。

### 基本目標1 カーボンハーフの達成に向けた行動の実践

省エネルギーの推進と再生可能エネルギーへの転換、資源の有効活用を図り、まずは2030年カーボンハーフの達成を目指します。

### 基本目標2 安全・健康で快適な生活環境の保持

安全・健康に暮らすことができる快適な生活環境の保持を目指すとともに、気候変動の影響への適応強化を目指します。

### 基本目標3 自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり

みどりの適切な保全・維持管理・更新のあり方を構築するとともに生物多様性にも配慮したまちの実現を目指します。

### 基本目標4 意識と行動の変革につながるムーブメント

市民とともに一人ひとりが環境問題を自分事として捉え行動することで、社会を変え、社会の変化がさらなる意識と行動の変革につながるムーブメントの醸成を目指します。

## (2) 健幸まちづくりの推進

日本人の平均寿命が 80 歳を超えた今、長い人生を健康で幸せに全うすることは市民すべての願いと言えます。

また、市民が健康で幸せであることは、人口減少による税収減や、高齢化による社会保障関係費等の支出増が見込まれる中であっても、多摩市を未来への投資をし続けられる活力ある都市、持続可能な都市とするために欠かせない方策でもあります。

こうしたことから、多摩市では、「第五次多摩市総合計画・第 2 期基本計画（平成 27（2015）年 4 月）」において、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」を掲げ、誰もが生涯を通じて健康で幸せに過ごせるまちを築こうという取組みを打ち出しました。

さらに「第五次多摩市総合計画・第 3 期基本計画（令和元（2019）年 6 月）」では、健幸まちづくりのさらなる推進を掲げ、「超高齢社会への挑戦」「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を重点課題に位置付け、取組みを進めました。

「第六次多摩市総合計画」では、健幸まちづくりをさらに計画的・体系的に進めるため、基本構想の中で「分野横断的に取り組むべき重点テーマ」として位置付け、市民、市民団体、事業者、大学そして行政などの多様な主体が互いに協力し、分野横断的に取り組んでいくこととし、次のとおり基本目標を設定します。

### 基本目標 1 健幸的な生活の獲得支援

健幸まちづくりは、生涯を通じて健幸であることを目指す取組みであり、全年齢の市民を対象としています。子どもから現役世代、高齢者まで、年齢ごと、世代ごとの特徴を捉え、健康づくりに関する意識啓発や、健康づくりを特に自覚せずとも健幸的な生活に誘導されるような仕掛け・きっかけがあふれるまちづくりに取り組めます。

### 基本目標 2 安全・安心な暮らしの確保

加齢、障害、疾病等による心身機能の低下、子育て・子育て上の困難、生活困窮などに直面した際、適切な支援が受けられるよう、関係機関が、対象者の生活の場面を想定して連携し、切れ目ない支援を一体的に実施します（多摩市版地域包括ケアシステム）。市民生活の基礎であり、暮らしの安全・安心の基盤となる、防災・防犯対策、公共施設・都市基盤施設の維持・管理・更新に取り組めます。

### 基本目標 3 世代の多様性の確保

健幸都市を実現し、維持していくためには、急速に割合が増える高齢世代の健幸づくりと併せ、若い世代の流入及び定着を促進し、多様な世代が交流し合い、いきいき暮らすまちとなる必要があります。

ニュータウン再生等の動きとも連動し、子育てに適した環境の維持・充実を図り、そのことを広く発信することで、若い世代の流入・定着を促進します。



### (3) 活力・にぎわいの創出

今後、少子化・高齢化のさらなる進行による人口減少などの様々な課題に対して、日々進化するデジタル技術の活用や多様な人材などの活躍を通じて、どのように持続可能で活力のある社会を構築していくかが、ますます重要となります。また、国や東京都が強力に進める子ども施策の動きと歩調を合わせ、市としても子どもたちが大切にされ、笑顔で暮らせる社会を実現する必要があります。

多摩市では、令和3（2021）年3月に第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、取組みを進めてきましたが、目指すべき理想像である新たな将来都市像を定める第六次多摩市総合計画の策定にあわせて、総合戦略を改定<sup>\*1</sup>し、次のとおり3つの基本目標と基本目標達成に向けた推進力を設定します。

また、かねてより発生が危惧されている首都直下型地震に加え、大型台風や線状降水帯等による災害が繰り返し起こり、被害が激甚化する傾向にあります。そのため、活力・にぎわいのあるまちを目指すうえでの前提ともなる「強くなやかなまちづくり」を基本目標0に位置付け、多摩市国土強靱化計画として推進します。

#### 基本目標0 強くなやかなまちづくり

いかなる災害が発生しようとも、①人命の保護 ②まちの重要な機能の維持 ③市民の財産及び公共施設の被害の最小化 ④迅速な復旧・復興を軸に「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域を構築します。

#### 基本目標1 働くを応援する

テレワークの推進など、多様な働く場・働き方を実現するための取組みを進めます。

#### 基本目標2 まちの魅力を高め、関わる人を増やす

住みやすい・子育てしやすい住環境など、すでにある多摩市の魅力を再発見するとともに企業・事業者との連携を通じて駅周辺の活性化やまちの魅力づくりを推進し、これらを発信していくことで、関わる人を増やします。

#### 基本目標3 若い世代が希望を持って結婚・出産・子育てができる環境をつくる

若い世代の多様な価値観や考え方を尊重したうえで、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、ライフステージに応じた切れ目のない支援により、多摩市であれば安心して子どもを育てることができると思える環境をつくれます。

#### 基本目標達成に向けた推進力 新たな技術の活用と多様な人材の活躍

デジタル技術をはじめとする新たな技術の活用と地域における多様な人材の活躍により、基本目標達成に向けた取組みを進め、地域ビジョンを実現していきます。

※1 改定後の多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等を勘案して策定する「地方版総合戦略」です。

## 第3編 分野別計画

# 1 分野別計画の見方

## (1) 政策ページの見方

### 第 1 章 政策 A の実現

【子ども・学校教育】

#### <目指すまちの姿>

この政策で実現すべき「目指すまちの姿」を記載しています。



#### <施策>

- 施策 1 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- 施策 2 ■■■■■■■■■■■■■■■■
- 施策 3 ■■■■■■■■■■■■■■■■
- 施策 4 ■■■■■■■■■■■■■■■■
- 施策 5 ■■■■■■■■■■■■■■■■
- 施策 6 ■■■■■■■■■■■■■■■■
- 施策 7 ■■■■■■■■■■■■■■■■
- 施策 8 ■■■■■■■■■■■■■■■■

政策実現のために取り組んでいく施策を記載しています。

#### <わたしたちの ACTION>

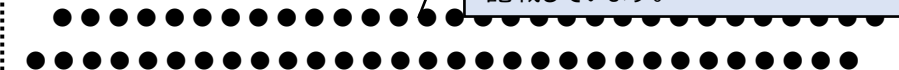
市民ワークショップでいただいた意見をもとに、この政策を実現するためにわたしたちの ACTION を記載しています。

## (2) 施策ページの見方

### 政策 1 施策 1

#### 1 施策の目指す姿

施策の目的と10年後の目指す姿を記載しています。



#### 2 現状と課題



施策を取り巻く環境についての「現状」や「施策の目指す姿」実現に向けた主要な「課題」を記載します。

### 3 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度	目標値 令和14年度

「施策の目指す姿」の実現に向けた取組みにより得られる成果を数値で表すことで、目標に対する達成状況を明確にし、「施策の目指す姿」の達成に向けた進行管理を行います。  
成果指標の設定にあたっては、社会環境など外的要因を受けやすい最終アウトカムでなく、市の取組みによる成果がなるべく反映されるものになるよう、原則として中間アウトカムを設定しています。



## 2 基本計画の体系

政策A 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現	政策B 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまちの実現	政策C 地域で学び合い、活動し、交流しているまちの実現
<b>施策1 子どもの健やかな成長への支援</b> (1) 子育てのための支援 (2) 子どもの人権の尊重 (3) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	<b>施策1 予防から医療まで健康づくりと健康を支えるネットワーク</b> (1) 質の高いがん検診の実施とがん患者への支援 (2) 健康づくり活動のさらなる充実 (3) 受動喫煙防止対策の推進 (4) 保健・医療・介護の連携体制の充実 (5) 予防接種の推進 (6) 医療保険制度の適正な運営	<b>施策1 平和の希求と人権の尊重・男女平等の推進</b> (1) 平和事業の充実 (2) 人権課題に対する取組の推進 (3) 男女平等参画社会の実現に向けた取組
<b>施策2 子育て・子育てを育む地域づくり</b> (1) 地域社会全体での子育て支援 (2) 子どもと保護者の居場所づくりの推進 (3) 子育てを支援する生活環境の整備 (4) 地域の子育て環境に携わる人のネットワーク	<b>施策2 誰もが健幸で暮らしやすい地域づくり</b> (1) 地域の包括的なネットワークを充実する (2) 多様な支援を推進する (3) 地域で課題に向き合い・寄りそう (4) 困難を抱える当事者や家族を見守り・支える	<b>施策2 交流による多文化共生社会の醸成</b> (1) 友好都市との交流促進 (2) アイスランド共和国との友好関係構築 (3) 多文化共生社会の実現に向けた取組推進
<b>施策3 子育て家庭への支援</b> (1) 安心できる保育体制の充実 (2) 安定した家庭生活に向けた支援	<b>施策3 地域生活における高齢者支援</b> (1) 介護予防・他世代交流の推進 (2) 高齢者の介護・医療・住まい・生活支援・見守り対策の強化 (3) 認知症施策の推進 (4) 日常生活を支援する体制の整備 (5) 介護保険サービスの推進	<b>施策3 多世代共生型のコミュニティづくりの推進</b> (1) 地域で活動する人・団体を応援するしくみの導入 【支える】 (2) 地域で活動する人・団体が縦横につながる場や機会づくり 【つなぐ】 (3) 新たな地域人材を発掘・育成するしかけづくり 【掘り起こす】
<b>施策4 子ども・若者に対する多角的な支援</b> (1) 支援が必要な子ども・若者に対する切れ目のない支援 (2) 子どもの貧困対策	<b>施策4 障がい者（児）が安心して暮らせるまちづくり</b> (1) 個々に応じた適切な支援の提供 (2) 地域における支援体制の構築 (3) 障害への理解・差別解消の促進	<b>施策4 学びや学びあいはじまる地域づくりの推進</b> (1) 誰もが一步をふみだせるまち (2) 人と人がつながり認め合うまち (3) いつでもどこでも自分を高められるまち (4) 学びあいと協働でかがやくまち
<b>施策5 児童・生徒の学びを支える環境づくり</b> (1) 児童・生徒・学校への支援の推進 (2) 地域との連携の推進		<b>施策5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実</b> (1) 社会教育の振興 (2) 家庭教育や子どもの理解に関する学習機会等の充実 (3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実 (4) 文化・歴史学習の充実 (5) 地域活動の支援
<b>施策6 確かな学力を育む教育の推進</b> (1) G I G Aスクール構想の深化 (2) 多様な学習機会の提供 (3) 思考力・判断力・表現力の育成 (4) 英語教育の推進		<b>施策6 スポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくり</b> (1) スポーツに触れる (2) スポーツを継続する (3) スポーツライフを創出する (4) スポーツ活動を支援する環境整備 (5) オリンピック・パラリンピックのレガシー
<b>施策7 豊かな心を育む教育の推進</b> (1) 人権教育及び道徳教育の推進 (2) 不登校総合対策の一層の推進 (3) いじめの未然防止と早期発見の対応に向けた取り組みの推進		<b>施策7 文化芸術が身近にあるまちづくりの推進</b> (1) 身近で日常的に多様な文化芸術に市民が親しめる機会の拡充 (2) 文化芸術活動への支援
<b>施策8 健やかな体を育む教育の推進</b> (1) 健康教育の充実 (2) 食育の推進と安全安心な美味しい学校給食の提供 (3) 体力向上に向けた教育活動の充実		

政策D みんながいきいきと働き、集い、活気と魅力あふれるまちの実現

施策1	活力ある地域経済を支える産業の振興
(1)	持続的な経済成長に向けた産業の振興
(2)	就労しやすい環境の提供
施策2	拠点地区活性化の推進
(1)	聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区の活性化の推進
(2)	多摩センター駅周辺地区の活性化の推進
(3)	永山駅周辺地区の活性化の推進
施策3	観光の視点からのまちの魅力づくりの推進
(1)	観光資源と魅力の活用及び発信
(2)	様々な主体と連携した観光振興の展開
施策4	農業者と市民が支える都市農業の推進
(1)	安定した農業経営に向けた支援
(2)	後継者・担い手の確保と支援
(3)	都市農地の保全・多面的機能の発揮
(4)	農とのふれあいの場づくり

政策E みんなが安心して快適に住み続けられるまちの実現

施策1	次世代につなぐ都市づくりの推進
(1)	計画的な街づくりの推進
(2)	ニュータウン再生の推進
(3)	既成市街地の都市基盤整備の促進
施策2	安全で快適な道路環境整備
(1)	人にやさしい道づくりの推進
(2)	道路・橋りょう等施設の維持・更新
(3)	道路交通環境の充実
(4)	歩行者と自転車の利用環境の充実
施策3	安全・安心で快適な市民生活を支える下水道
(1)	下水道施設の適切な維持更新
(2)	下水道施設の耐震化の促進
(3)	流域治水対策の促進
(4)	民間活力導入の促進
施策4	減災・防災体制のさらなる強化
(1)	自然災害への対策
(2)	地域での防災活動の推進
(3)	消防団の充実
施策5	暮らしの安全を守るまちづくりの推進
(1)	自分の身は自分で守る「意識づくり」(自助意識の醸成)
(2)	新たな担い手を含む「地域づくり」(ネットワーク)
(3)	持続可能な防犯「環境づくり」(防犯を支える基盤)
施策6	良質な住宅ストックの確保と良好な居住環境の形成
(1)	耐震性能を有する良質な住宅ストックの形成
(2)	若年世帯の定住を促進する隣居・近居のモデルづくり
(3)	良質な住環境を維持するための空き家・空き部屋の発生予防等
(4)	誰もが「住まい」に困窮しない環境づくり
施策7	交通ネットワークの形成
(1)	地域性に配慮した交通環境の充実
(2)	まちの魅力と活力を高める広域交通網の充実
(3)	全ての世代への交通安全教育の推進

政策F 地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和するまちの実現

施策1	環境を支える人づくりとパートナーシップの形成
(1)	個人の行動やライフスタイルの変容のための機会創出と社会変容につなげるための機運醸成
(2)	環境を支える人材の育成と市民団体への支援、拠点のさらなる活用
(3)	市民にわかりやすい情報発信の充実
施策2	スマートエネルギー社会の構築
(1)	地球温暖化防止に向けた脱炭素社会実現に向けた取組みの推進
(2)	民生業務部門、家庭部門に次いでCO2排出量の多い、運輸部門の脱炭素化の推進
(3)	公共施設におけるエネルギー対策
施策3	自然環境・都市環境の保全と創出
(1)	自然環境の保全・管理・活用
(2)	生物多様性の保全と生活スタイルの転換
(3)	健康的で安全安心な暮らしと美しく快適なまちの保持
施策4	資源循環社会の構築
(1)	廃棄物・資源の適正処理と生活環境の維持
(2)	ごみの発生抑制
(3)	ごみの減量と資源化の推進

**施策ページを挿入予定**



## 第4編 計画の推進のために

# 1 行財政運営の基本的な考え方（仮）

## 【目指す姿】

時代・社会の変化に応じて、最適な市民サービスが提供され、デジタル技術を活用し、誰もが時間と場所にとらわれずサービスを受けられるようになっています。また、新庁舎の整備を契機として、これまでのサービスのあり方や業務の進め方などを見つめ直し、安定的で質の高い行財政運営が維持されています。

社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応できるよう、人財の育成と組織能力の強化に取り組んでいるだけでなく、多様な主体との連携を強化することで、複雑化・多様化する行政課題の解決にも積極的に取り組んでいます。

## (1) 健全で安定的な財政基盤の確立

### （現状と課題）

- 今後の中・長期的な財政運営において、歳入面では、人口減少、特に生産年齢人口の大幅な減少が予測されるとともに、ふるさと納税による市税の流出額も看過できない状況です。歳出面では、経常経費が大半を占めており、特に社会保障などに要する福祉的な経費の増加が加速化しています。また、新庁舎をはじめとする大型公共施設の整備の他、公共施設やインフラ設備の更新・長寿命化などに要する経費も確保していく必要があることから、直面する課題を踏まえつつ、中・長期的な視点を持って財政運営を考えていく必要があります。
- 人口減少や高齢化が急速に進み、今後の税収見通しからも市の財政構造も厳しい方向へと変化していく中で、国による全国一律での制度拡充などの中には、地方交付税で財源が措置されるものもあり、地方交付税不交付団体である本市は、今後の国の動向により、新たな財政負担を強いられることも考えられます。
- 施設整備にあたっては、基金・補助金等の有効活用や PFI など民間提案の導入可能性の検討を行うほか、低未利用の資産の活用も進める必要があります。

### （主な取組みの方向性）

- 行政運営の根幹をなす税収確保のため、課税客体を的確に把握し、適切に課税するとともに、納付方法の拡充などにより納税の利便性を向上させ、税収の確保に努めます。
- 定期預金や債券等による確実かつ効果的な管理・運用により基金運用益の拡大を図ります。また、平成 26 年 8 月の「都市計画運用指針」の改定により、都市計画施設の改修や更新に都市計画税を充当できることとなったことを踏まえ、都市計画税及び都市計画基金の効果的な活用を目指します。
- 公共施設の貸し出しや証明書類の発行などの使用料・手数料については、税による負担とその便益を受ける方の負担のバランスも考慮し、時代に応じた適正な料金に随時見直しをしていきます。

## (2) 「しくみの転換」による行政サービスの改革

### （現状と課題）

- 多様化する市民ニーズや新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、業務の棚卸しを行いながら業務の効率化やコストの削減、時代に合わせて柔軟にサービスを最適化していく必要があります。また、公共施設の使用料については、

公平性を考慮し統一的な基準に基づく適正な負担を利用者に求める必要があります。

- 市民のライフスタイルの変化等に対応した利便性の向上が求められています。来なくてよい、待たなくてよい、書かなくてよい窓口の実現や業務のデジタル化、オンライン化を進めるとともに進歩が著しい AI などの技術の活用による市民サービスの更なる向上が必要です。
- 「多摩市役所本庁舎建替基本構想」では、令和 11 年度に竣工予定の新しい本庁舎において、「本庁舎連携・拠点サービス充実型」により市民サービスを展開するとして、①駅前や各地域など市内各所でのサービスが充実し、②職員が多様な拠点で働くようになり、③本庁舎がサービス拠点と連携して、それらが一体となって機能する市役所を目指すとしています。

#### (主な取組みの方向性)

- 基幹系システムの標準化・共通化が行われる令和 7 年度、新庁舎の供用が開始する令和 12 年度をステップとして、デジタル技術を活用したオンライン手続きの拡充や「書かない窓口」の実現、本庁舎と市内の拠点の連携により、市民の利便性を高め、職員の業務効率の向上を目指した DX を進めます。また、誰一人取り残されない社会を目指した「人に優しいデジタル化」を進めます。
- 仕事の進め方を見直すため、BPR の手法を用いた業務フローの点検や最適化を行い、職員が市民サービスの更なる向上に注力できるように業務の効率化や、生産性の向上を図ります。
- これからの時代に対応しデジタルを前提とした業務の進め方や場所にとらわれない働き方への移行を視野に入れた文書管理の電子化を進めます。

### (3) 複雑化・多様化する行政課題に対応する人材の育成・組織運営

#### (現状と課題)

- 社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる職員の育成や働き方改革の推進など、職員が能力を最大限に発揮するための環境整備が求められます。

#### (主な取組みの方向性)

- 今後市職員に求められる能力も多岐になってくることから、行政・地域課題に対し能動的に働きかけられる人材の確保・育成を図ります。
- 様々な状況を抱えながらも職員として、やりがいを持って能力を最大限発揮できるような働き方について検討します。
- 新たな行政課題に対応するため、組織内における望ましい事務分掌を絶えず検証し、合理化を図ります。また、横断的な取り組みを促進することで複数の部署が関わるプロジェクトがより多くなることが見込まれる中で、庁内のプロジェクトチームの効果的な設置・運用方法などについて検討します。

### (4) 公共施設等のマネジメント関係

#### (現状と課題)

- 老朽化した公共施設の更新にあたってはすべてを同じ水準で整備することは現実的ではないため、集約化・機能転換の観点も含めた施設更新の考え方を整理し、優先順位を定めた公共施設等のマネジメントを行う必要があります。
- 道路、橋りょう、公園、下水道などの都市基盤施設は日常的に使用されており、日々老朽化が進んでいきます。機能や安全性を確保していくためには財源を確保するとともに、施設を単純に更新するのではなく、点検や調査に基づく予防保全を行う等の長寿命化対策が求められます。

- 施設整備にあたっては、基金・補助金等の有効活用や PFI など民間提案の導入可能性の検討を行うほか、低未利用の資産の活用も進める必要があります。（再掲）。

#### （主な取組みの方向性）

- 公共施設については、安全に使い続けること、将来にわたって維持できるように施設総量の縮減を行うこと、時代の変化に伴う市民ニーズに合わせて施設の機能転換を図ることとともに、整備にかかる財源を確保しつつ、財政負担の軽減と平準化を念頭に長期的な視点で総合的かつ計画的に取り組んでいます。
- 道路、橋りょう、公園、下水道などの都市基盤施設の計画的な維持・保全・長寿命化に取組み、財政負担の平準化や安全性と機能性の確保に努めます。

### （5）多様な主体との連携強化

#### （現状と課題）

- 人口減少や高齢化が急速に進み、今後の税収見直しからも市の財政構造も厳しい方向へと変化していく中で、国による全国一律での制度拡充などの中には、地方交付税で財源が措置されるものもあり、地方交付税不交付団体である本市は、今後の国の動向により、新たな財政負担を強いられることも考えられます。（再掲）
- 少子化・高齢化の進行やライフスタイルや働き方の多様化などに加えて、新型コロナウイルス感染症による地域活動やイベントや地域活動の停滞などにより、地域の担い手の不足が深刻化しています。

#### （主な取組みの方向性）

- 新たな担い手の掘り起こし・誘い出しを行うことで、地域の活力を創りだすとともに、多様な主体と行政が、互いの強みを活かし、弱みを補い合いながら、連携を

深めることで豊かな地域社会づくりを進めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で連携事業数が減少していた大学との連携について、地域課題解決と学生に対する実践的な教育の両立などの観点から、更なる深化を図ります。

- 複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、民間のアイデア、技術、ノウハウ等を公共サービスの分野において共創する「公民連携」の取組みを推進します。
- 税源偏在是正の名のもとに行なわれる国の施策や、財政力指数による支援較差などに対して、東京都をはじめ都内の自治体とも連携し、国に対して改善を求めます。また、国、都道府県、市町村の役割分担や地方分権の観点から、基礎自治体の実情を踏まえない国や都の政策・施策などに対し、市長会等を通じて、基礎自治体としての声をあげていきます。

#### 【関連する主な計画】

- （仮称）第十次行革計画
- （仮称）多摩市 DX 推進計画
- 多摩市人財育成基本方針
- 公共施設等総合管理計画

## 2 総合計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA のマネジメントサイクルに則し、行政評価の手法をもって行うこととし、各年度の達成状況を評価した上で、計画の目標達成に向けた取組みを推進していくものです。行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、中期的な財政の見通しを毎年度更新しながら、限られた財源（予算）の中で、より効率的・効果的な財源配分と事業選択をしていきます。

評価にあたっては、各個別計画の取組みの成果をさらに大きな総合計画の評価につなげていきます。また、行政評価の結果についても毎年公表を行い、市民との行政情報の共有化を図っていきます。